

月例研究発表要旨

第273回 2015年6月24日
『スピノザを読む T.S. エリオットを読む』
——付・「持参金」のゆくえ』

三原芳秋

本発表は、報告者が米国コーネル大学英文科に提出した博士論文 *Reading T. S. Eliot Reading Spinoza* (2013年) の概要を紹介したうえで、2015年度より新規に取り組んでいるプロジェクト「文学理論の生態学的転回にむけた学際的共同研究」(JSPS 科研費・基盤 (B) 15H03202 (研究代表者: 三原芳秋), 通称「持参金」) への抱負を語るものであった。

「スピノザを読む T.S. エリオットを読む」は、その名のとおおり、哲学徒時代のエリオットがいかにして／いかなる文脈においてスピノザを読んだのかを可能な限り再構成し、そこから導き出されるエリオットの〈読み〉のエトロジー (動物行動学=生態学) を描き出すとともに、それを現代思想の一翼を担う「新スピノザ主義」の系譜に属する〈読み〉の技法論 (ドゥルーズの「二重の読み」およびアルチュセール学派の「徴候的読解」) へと接続することを試みるものである。初期エリオット研究の根本資料として Houghton Library (Harvard) と King's College (Cambridge) の2大アーカイヴがあるが、後者が保管するエリオット蔵書のなかにあるスピノザ作品集 (Vloten & Land 1882-3年版, ラテン語) に数多くの書きこみを「発見」したことから、このプロジェクトが始動したとも

いえる。数度にわたるアーカイヴ調査によって、その書きこみを徹底的に分析するとともに、両アーカイヴが所蔵する哲学徒時代のエリオットの手書きノートやレポートの数々を綿密に調査した。他方で、同時代の英米における哲学言説の解析から当時の若い哲学徒がどのような文脈においてスピノザを受容しえたのかを確認するとともに——このような研究自体、分析哲学一色となった英米系哲学研究においては大きい盲点である——より具体的にエリオットが直接影響を受けた「教師」たち (Josiah Royce, George Santayana, F. H. Bradley, Harold Joachim, Henri Bergson など) の多様な「スピノザ主義」の布置を再構成した——そして、これもまた、エリオット研究における大きい盲点である。

全体の議論を図式的に概括すると、哲学徒として「スピノザを読むエリオット」は、あきらかに、「体系的な読み」による批判的なスピノザ解釈に傾いているが、詩人としてのエリオットは、知らず識らずのうちにベルクソンを経由してスピノザ的な「情動的な読み」を実践していく、ということになる。ここで「体系的な読み」と「情動的な読み」とはドゥルーズが「スピノザの二重の読み」として提示したもので、部分を統一へともたらず「神即自然」の公理系をなす前者と、その編み目を縫うように (「備考」として散発的に突出する) 「部分部分の速度にしたがって」全体化を拒む後者とが錯綜する、〈一〉即〈多〉=錯綜体としての『エチカ』像を構成している。ここで重要なのは、まさに『エチカ』がそう

であるように、エリオット（というテキスト）自身も「哲学者」と「詩人」とに截然と分かれて存在するわけではなく、つねに・すでにこの「二重の読み」が混在しているという点で、たとえば、代表作の『荒地』にしても、詩そのものとしては、まさに「部分部分の速度にしたがって」進行するアナキックなものだが、それに自ら「注釈」をつけ「全体を統一する視点」をわざわざ導入することによって、テキスト全体が「二重の読み」の錯綜体となっている。かように錯綜するエリオットの〈読み〉を、おもに初期の手稿や書きこみの類を「徴候的読解」のメスによって腑分けすることにより、そのエトロジー＝エチカを探究することが、この博士論文の肝となる。

議論の詳細は紙幅の制約上割愛せざるをえないが、本論は、たとえば、『エチカ』第一部末尾「付録」の余白に記された“See l'évolution créatrice”というベルクソンへの唐突な言及の分析——エリオットがパリでベルクソンの講義を聴講した際にとったノートやハーヴァード哲学クラブでベルクソンについて講演した際の手書き原稿なども参照しつつ——などを通じて、「スピノザを読むエリオット」を読んでいく。その「読み」は、最終的に、スピノザの「身心並行論」と絡んで、哲学者エリオットにとって最大の問題であった「独我論 (solipsism)」の問題へと帰着するが、ここでエリオットは「体系的な読み」すなわち「非一情動的な読み」によって、“my body”の牢獄からの脱出不可能性という通俗的な理解しか引き出すことができず、それは（エリオット自身の博士論文において）“essential kinship”による独我論の克服という暴力的な解決を見出すことにつな

がっていく——この「本質」を共有する「同族性」という思考（「類的本質」ではなくあくまで種の本質を共有するという点で、すぐれて「種の論理」であるといえる思考）が、その後の保守的知識人としての批評言説の基調となっていくことは、いうまでもないだろう。ただ、その一方で、この「本質的同族性」が語られるまさにその場所で、“one indifferent Nature”という不気味なほどにスピノザ的な〈存在〉がテキストを内破する——まさに、「情動的な読み」というマグマが噴出する瞬間である。

「すべての物に共通であり、そして等しく部分の中にも全体の中にもあるものは、決して個物 (res singularis) の本質を構成しない」(『エチカ』第2部定理37)——これは、「共通概念 (notiones communes)」を導き出す根本定理であるが、ここで語られるのは、個的「本質」を放擲するからこそその“singularity”であり、“singular”であるからこそ（「種の論理」を超克して）Universalに直結する、という深遠な〈真理〉である。この定理に触れながら、アガンベンが示した「非本質的な共同性 (una comunità inessenziale)」というヴィジョンは、まさに「来たるべき」関係性であり、それこそが「エコゾフィー」(ガタリ)の目指す「再一特異化にもとづく新たな関係性の構築」そのものである。このヴィジョンを哲学者エリオットは完全に捉えそこなかったわけだが、かえて「ゲロンチオン」といった詩作品において——草稿にあった“Nature”を“History”によって置き換える＝抑圧する、といった操作の痕跡までもを含め——それを〈表現〉している。そして、このようなエコゾフィー的ヴィジョンの〈表現〉として「詩的言語」(クリステヴァ)

を〈読み〉なおすことこそが、畢竟、「文学理論の生態学的転回」の企図なのだ。

第274回 2015年10月28日
『ジェンダーにおける「承認」と「再分配」
——格差、文化、イスラーム』（彩流社、2015年）合評』

越智博美

コメンテーター

千田有紀（武蔵大学教授・ジェンダー学）
大河内泰樹（一橋大学教授・哲学）

共通教育のリレー講義「ジェンダーから世界を読む」は、当初社会学部の講義であったが、語研メンバーを中心に隔年にて開講するようになった。またその講義録を書籍にして、シリーズ化しており、これまでに中野知律、越智博美編『ジェンダーから世界を読むⅡ』（明石書店、2008年）、中井亜佐子、吉野由利編『ジェンダー表象の政治学』（彩流社、2011年）、三浦玲一、早坂静編『ジェンダーと「自由」——理論、リベラリズム、クィア』（彩流社、2013年）を刊行しており、それらに続く最新刊が河野真太郎と越智博美の編集による『ジェンダーにおける「承認」と「再分配」——格差、文化、イスラーム』である。

まず、本書の前書きにも書いたが、その趣旨は以下のようにあらためて紹介した。前書『ジェンダーと「自由」』においては、ポストフェミニズム状況、ネオリベラリズムの問題が指摘されていた。そこからさらに引き出される問いは以下のようなものである。第二波フェミニズムが性差別を制度

化したものとして福祉国家批判をすることからはじまったにもかかわらず、その多くの主張がネオリベラリズムと共振している。そのことに気がついたポストフェミニズムの——フェミニズムが終わったものとされる状況、あるいはフェミニズムの苦境としての——現在をどのように考えるべきだろうか。

問題をもう少し絞りこむなら、第二波フェミニズムの理論によって、マイノリティの承認（アイデンティティ）は進んだ。たくさんマイノリティ、がその存在を認めてもらったが、そのかわりに忘れ去られたのが再分配（経済）の問題ではなかったのだろうか、ということである。

第二波フェミニズムの運動は、女が一種の階級であるかのように下層に置かれていた現実の変革を目指すべく始まった。それはとてもおおざっぱな言い方をすれば、英米、あるいは基本的にそのモデルを踏襲する日本のような福祉国家は、不安定な労働者階級を安定化させる福祉政策を基本に据えており、そこにたとえば家族給といった概念が、「男性のフルタイム労働者」をイメージして制度に組み込まれていた。その点では、制度そのものがジェンダー化されていた。その部分を批判すると一見してそれは福祉国家批判となり、女性にも男性と同等の権利を求めるものとなっていた。

しかしながら、ナンシー・フレイザーが指摘したように、各種権利が男と同等のものとして与えられたとき、実のところその権利が市場への消費者としての参入へと変換され、結果として新自由主義が生み出したあらたな経済的格差（再分配）の問題を見えなくしている。実際、現在起きているのは、富が不公平なまでに経済的勝者の

もとに再分配されていく、という問題である。そのことを表明したのが「わたしたちは99パーセントである」という「ウォール街を占拠せよ」運動だった。

承認の政治を推し進めるほどに、格差の現実も言説も見えなくなってきたこの事態に、ほかならぬフェミニズムとジェンダー研究が絡め取られているという現実を理解するなら、この先どのようにこの問題に対処すべきか、対処できるのか。フェミニズムにおける承認は実のところ再分配と切り離せないものとしてあったことからすれば、現在の苦境はなにより、承認と再分配を並び立たない二律背反の問題として捉える発想にはまりこんでいることにも一因があるのではないか。本書はそのような問いを考察するものであった。

執筆者は掲載順に、第Ⅰ部「承認と再分配の問題とは何か」藤野寛、加藤泰史、菊地夏野（名古屋市立大学）、岡野八代（同志社大学）、中山徹、第Ⅱ部「承認、再分配、そして文化」越智博美、河野真太郎、町田みどり、井上間従文、小泉順也、第Ⅲ部「イスラームと女性」鶴飼哲、森千香子、中井亜佐子、である。

評者の千田有紀さんは、ジェンダー学を専門としており、その立場から、本書に収録された論文のひとつひとつを丁寧に読み、その意図についてあらためて確認をし、理解が深まるようなかたちでコメントをくださり、そのうえで、さまざまな分野の執筆者が承認と再分配を軸に横断的にジェンダーを分析する試みであるという位置づけをあらためてしてくださった。また、いまひとりの評者の大河内泰樹さんは、ヘーゲルの専門家という立場から、ヘーゲルの承認論がパトラーやホネットの承認論に関連し

ていることを再確認ののち、文学研究者による分析が、いかにして社会の問題に貢献できるのかという点について、問題提起をいただいた。

その後、フロアに議論をひらいて質疑応答をおこなったが、ジェンダーの問題を考えることの重要性や、文学研究の意義についてあらためて考える機会をいただき、大変有意義な時間であった。

第275回 2015年12月2日

「音声学から歴史言語学へ

——フィールドワークとロシア資料に基づいた日本語方言研究」

五十嵐陽介

日本列島で現在用いられている主要な言語は、日本本土で話されている日本語（Japanese）と、奄美群島・琉球列島で年長者によって話されている琉球語（Ryukyuan）である。日本語と琉球語は、相互理解可能性を欠くほど異なっているが、共通の祖先すなわち日琉祖語（Proto-Japonic）に遡る。日琉祖語の統一性が崩壊し、日本語と琉球語とに系統分岐したのは、日本語が文字で本格的に記録されはじめた奈良時代（8世紀）以前であると考えられているが、日琉祖語の崩壊以降、どのような過程を経て、現在の日本語諸方言、琉球語諸方言が成立したかに関しては不明な点が多い。

言語の系統分岐過程を解明する言語学の領域は比較言語学と呼ばれる。比較言語学は19世紀に誕生した長い伝統と豊富な蓄積を持つ研究領域であるが、奇妙なことに日本列島内部の諸方言の系統研究に比較言

語学の手法が適用されることはほとんどなかった。特に日本語諸方言（つまり本土の諸方言）の系統分岐過程はほとんど全く研究されていない。本発表では、発表者が専門とする音声学、発表者が近年行っている方言の現地調査（フィールドワーク）、およびロシア資料の検討が、日本語・琉球語の系統分岐過程の解明にどのような貢献をするかに関して論じる。

琉球語諸方言の音声は、現代日本語共通語とかけ離れたものが多い。例えば多良間方言では、*kuvva*「ふくらはぎ」、*ffa*「子供」のように /f/、/v/ を持つ語や、*mm*「芋」など子音のみの語や、*mna*「巻貝」、*mtaal*「六人」など語頭に子音連続を持つ語がある。しかしながら多良間方言と日本語共通語の音を詳細に比較してみると、規則的な対応関係があることが明らかになる。例えば日本語共通語で /ha/ で始まる単語は、多良間方言では /pa/ で始まる (*pana*「花」、*pada*「肌」、*pama*「浜」、*pal*「針」、*paku*「箱」)。日本語共通語で /ku/ で始まる単語は多良間方言では /fu/ で始まる (*futsi*「口」、*fugi*「釘」、*fumu*「蜘蛛」)。日本語共通語で /wa/ で始まる単語は、多良間方言では /ba/ で始まる (*bana*「罌」、*bara*「藁」、*bakaal*「別れ」)。このような規則的な音の対応は、多良間方言を含む琉球語と日本語とが共通の祖先を持つことを証明する。

琉球語には琉球で独自に生まれた新しい語彙もあるが、古い語彙もよく保存されている。一部は、日本本土で消失し、日本語の古い文献にのみ見つかるような語がある (*kakuu*「ぼろきれ」(かかふ)、*mna*「巻貝」(みな)、*pil*「大蒜」(ひる)、*nai*「地震」(なる)、*tudzi*「妻」(とじ) など)。

また一部は、日本語の文献にも、現代の標準語にも見つからないが、現代の方言にのみ見つかるような語がある (*adu*「踵」(九州方言の一部でアド「踵」)、*gama*「洞窟」(一部の日本語方言でガマ「洞窟」)、*zza*「胞衣」(九州方言の一部でイヤ「胞衣」)、*tsibusi*「膝」(九州方言の一部でツブシ「膝頭」)、*naba*「垢」(一部の西日本方言でナバ「茸」) など)。これらの古い語の少なくとも一部は、日琉祖語に遡ると考えられ、したがって日琉祖語の再建に重要なデータを提供する。

日本語の方言の歴史研究において重要な資料の一つに「ゴンザ資料」と呼ばれるロシア語資料がある。「ゴンザ資料」とは、18世紀初めに出版された一連のロシア語・日本語辞書および会話集のことで、日本人ゴンザとロシア人 A. ボグダーノフの共著であるとされる。ゴンザは11歳の時に薩摩からロシアへ漂流した少年であり、日本語の標準語も日本語の文字もほとんど知らなかったであろうと推定されている。したがって「ゴンザ資料」の「日本語」は18世紀の薩摩方言であると推定される。実際、キリル文字で書かれたゴンザの日本語は現代薩摩方言と著しい対応を示し、上述の見解の妥当性を裏付ける。彼の辞書には「膝」は *цубушь* (ツブシ)、「地震」は *нае* (ナイエ)、「寒い」は *самка* (サムカ) のように、薩摩方言に対応する語がキリル文字で表記されている。ゴンザ資料は18世紀の薩摩方言の姿を知るために重要な資料である。

この資料が日本語の歴史研究に重要とみなされる理由のひとつとして、キリル文字による薩摩方言表記にアクセント記号が付与されていることが挙げられる。このアク

セント記号は当時の薩摩方言のピッチアクセントの様子を伝えるものであると考えられるが、実際にゴンザ資料に付与されたアクセント記号は、現代薩摩方言のアクセントとよく一致することが先行研究によって明らかにされている。諸方言におけるアクセントのデータは、日本語・琉球語の系統研究に有用な資料を提供することが知られている。ゴンザ資料は、古い時代の薩摩方言のアクセント体系を知るためだけでなく、日本語・琉球語の系統関係を解明するために重要な役割を演じることが期待される。

第276回 2016年1月27日
「トボス『不幸な青少年期』の近代」

佐野泰雄

西欧のレトリックを学ぶに当たって、とりわけためになった書物に、[Reboul]がある。フランスの学士課程前期学生向けのものです。よくまとまっており、教材としても活用させてもらった。

この書物のなかに、「不幸な青少年期」という、法律分野に固有のトボスに関する言及がある [Reboul: 62]。現代では、情状酌量を要求する論点として用いられているこのトボスが、17世紀では逆に、被告の更生不可能・累犯不可避を主張するトボスとして利用されたというのだ。同一のトボスの射程が、歴史的文脈によって全く逆転するという指摘は非常に印象的であった。ただ、このトボスの17世紀的ありようの論拠として示されていたのは [Kibédi Varga: 145] という参照指示のみ。裏を取ろうと思いつながら、長年そのままになっていたのだが、ようやく参照先の文献に実際

に当たって見たところ、このトボスの17世紀的ありようの論拠とするには甚だ不十分であることがわかった。紙幅の関係で詳細は割愛する。

そこで、トボス「不幸な青少年期」が17世紀には、更生不可能・累犯不可避を含意したとして、それを証明する文献はないのか(1)、さらには、このトボスが現行の、情状酌量をもとめるものに転換していったのは、いかなる経緯によるのか(2)の二点について、これを機に調べてみることにした。

(1)に関して、試行錯誤を経て、ひとつの論文にたどり着いた。それが、[Porret, 1995]だ。これは、ジュネーヴの公文書館所蔵の1750年から1790年までの刑事訴訟調書中、約50件のものに現れる被告の伝記的記述に同一の類型があることを論じたもの。ちなみに論文タイトルを翻訳すると「凶悪犯の生活史——アンジャン・レジーム期における重大犯罪発生環境」となる。

さて、その類型だが、次のように要約できる。生まれぬ家庭に育ち、10代で家父長に反抗、伝統的社会性(徒弟労働、同業組合、結婚など)から逸脱⇒都市部への流入、軍への入隊。数度の脱走と放浪生活。逮捕され懲罰を受けた後、不名誉除隊⇒社会的凋落の加速と軽犯罪者たちとの接触。盗み、ひったくり、密売、密猟などを実行。逮捕、公開鞭打、収監の反復。その間に凶悪犯との接触⇒他に生活の手段がないので、犯罪者組織に加入、組織的犯罪の実行。処刑。

この類型的語りを採用する刑事訴訟調書に通底する認識、もしくは見解は、累犯現象こそ、魂の邪悪化の現れであり、人を継続的な墮落へと落としこむというもの。このスパイラルの始点には、「不幸な青少年

期」があり、被告にそのような経歴があれば、検察官が類型的語りによって更生不可能・累犯不可避を導くだろうことは想像に難くない。ジュネーヴでの約50件という事例数は、この語りがそれなりの一般性を獲得していたことを示す。時期的に見て、「啓蒙」の18世紀後半にあってすらそのようなのであるから、トポスの被告人糾弾的な射程は、アンシャン・レジーム期全般にわたって有効であったと考えて良いだろう。

(2)について。「不幸な青少年期」が量刑軽減を求めるトポスとして機能するためには、情状に関する意見を述べる弁護者の存在、そしてトポスの意味作用を保証する社会的通念が必要となろう。

諸国によって事情が異なるので一概には確定できないが、例えばジュネーヴでは、1738年の法令により、予審拷問の廃止(32条)とともに、公訴被告人弁護の義務化、無産者への官選弁護人選任(30条)などが規定され[Briegel et Porret, 2005: 76-77]、弁護人が弁論を展開する機会が生まれた。一方、この時期、ベッカリーア等に見られるように、法思想も罪刑法定主義、予審拷問や残虐刑の廃止、推定無罪などを含めて啓蒙主義的に展開しつつあった。こうした文脈を背景にして、弁護人が弁論の基軸にしたのが憐憫 *compassion* や量刑の軽減要求 *modération* である [PC: 10210-b]。1744年には、殺人犯の審理において、被告人の「教育から閉めだされた青少年期、悪い仲間との付き合い、赤貧」を引き合いに出して情状酌量を求める弁論が見られるのである [PC: 9096]。

伝統的には、不幸な青少年期は量刑加重要因であったし、なおも強力な論点であり続けているのだが、上述のように、これを

情状酌量のトポスとして用いる新しい傾向も現れ、両者は共存状態のまま革命期から19世紀を迎えることになる。19世紀になると、都市の労働者階級と貧困の問題が大きく立ち現われるとともに、不幸な青少年期は、かつてそうであったような個人史の類型ではなく、社会問題として捉えられるようになるのである。

Reboul, Olivier, *Introduction à la rhétorique*, PUF, 1991.

Kibédi Varga, Áron, *Rhétorique et littérature. Études de structures classiques*, Klincksieck, 1970, 2002.

Porret, Michel, « La biographie des scélérats ou les circonstances de la dangerosité criminelle durant l'ancien régime » dans *Traverse: Zeitschrift für Geschichte*, 2, 1995, p. 55-65

Briegel, Françoise et Porret, Michel, « Le droit de punir en République: Genève au temps des Lumières », dans *Dix-huitième siècle*, n° 37, 2005, p. 69-85.

Procès criminels, 10210-b, «Vols domestiques», «Plaidoirie», fol. 1, AEG, cité dans [Briegel et Porret, 2005: 80-81]

Procès criminels, 9096, «Homicide», «Plaidoirie», fol. 186 v°, AEG, cité dans [Briegel et Porret, 2005: 82-83]

第 277 回 2016 年 2 月 17 日
『『五味版 学習者用ベトナム語辞典』を
編んで』

五味政信

概容：2015 年 2 月、『五味版 学習者用ベトナム語辞典 (Gomi's Vietnamese Learner's Dictionary)』(武蔵野大学出版会, 1,144 頁, 見出し項目約 8,000) を刊行した。例会では、構想から 17 年かけて執筆してきた、本邦初の「学習者用」ベトナム語辞典について、その概要を紹介し、合わせて辞書出版までの経緯と本辞典の特長、辞書作りの楽しみや喜び、また、本辞典の限界などについて報告した。ベトナム語の特徴(声調言語であること、漢越語の存在、表記文字等)についての情報だけでなく、冒頭 10 分程度、出席者は媒介言語なしの直説法でベトナム語を学び、ベトナム語とはどのような言語かを体験した。

ある国における外国研究の質と量は、当該国で出版されている辞書を見れば分かると言われるが、日本におけるベトナム研究についても、このことが当てはまる。『五味版 学習者用ベトナム語辞典』(以下、『五味版』)は日本で出版された 5 冊目のベトナム語辞書と考えてよいだろう。他の 4 冊は次のとおり。藤田勇編著『常用ベトナム語辞典』(学術出版社, 1964), 小野地成次編『ベトナム語辞典』(風間書房, 1980), 竹内与之助編『越日小辞典』(大学書林, 1985), 川本邦衛編『詳解ベトナム語辞典』(大修館書店, 2011)。

既存の上記の辞書と比較しての『五味版』の第一の特長として、書名に「学習者用」とあるとおり、「学習者の立場に立っ

た辞書作り」に努めている点が挙げられる。例えば、『五味版』では、一般のベトナム語辞典では見出し語として取り上げられない、広い意味での文型とも言えるような表現形式, *không những~mà còn...* (～だけでなく……も), *không tài nào~được* (したくても～できない) などや、語の呼応関係に着目しての *nếu~thì* (もし～ば), さらには *thâm hụt tài chính* (財政赤字), *kế hoạch hóa gia đình* (家族計画) といった複合語, そして, *những năm gần đây* (ここ数年), *lúc nào cũng* (いつでも) などの連語とも言うべき語の塊も、学習者のベトナム語学習の効率を重視する観点から項目として採用している。この点では、語の最小の単位にまで刈り込んで見出し語を立てるという、辞書作りの基本から外れてはいるが、学習者のベトナム語学習に徹底的に寄り添うことを優先した、「表現辞典」的要素をも備えた「学習者用」辞典となっている。

第二の特長は、用例(語の使い方の例)として例文約 10,400, 句例約 10,600 を掲載し、「語義は分かったが、どのように使うのか知りたい」という学習者のもっとも切実な要望に応えるべく、豊富な用例を掲載していることである。例文には肯定文、否定文、疑問文、重文、複文などバラエティーに富んだ用例を配し、反意語やコロケーション情報、類義語の相違点の情報、名詞には添えられる類別詞の情報なども記載している。

第三の特長は、語の背後に隠れている規則性に着目し、分析的に語義を提示していることである。例えば、ベトナム語には「子ども」に当たる語が複数個、存するが、以下のような分類について記述している辞

書は『五味版』以外にはない。

ベトナム語では、不特定多数の子どもを指す場合[A]と、特定の子どもを指す場合[B]をまず区別する。そして、前者をさらに2つの場合に、後者を3つの場合に区別する。[A-1]不特定多数の一般的な子どもを指す場合(「子どもは無邪気なものだ。」Trẻ con rất vô tu.)の「子ども trẻ con」, [A-2]不特定多数の子どもで、父母との関係の中で捉えられる子ども(「子どもは親孝行せねばならない。」Con cái phải có hiếu với bố mẹ.)の「子ども con cái」, [B-1]特定の子どもで、血縁関係の中で捉えられた子ども(「ホアちゃんはランさんとロンさんの二番目の子どもだ。」Bé Hoa là đứa con thứ hai của chị Lan và anh Long.)の「子ども đứa con」, [B-2]血縁関係を意識しない特定の子ども(「あそこで泣いてる子どもはだれ?」Đứa trẻ đang khóc đang kia là ai đấy?)の「子ども đứa trẻ」, [B-3]大人と対比した場合の子ども(「子どもの料金はいくら?」Giá tiền trẻ em là bao nhiêu?)の「子ども trẻ em」)。これらの語をベトナムの人たちは無論意識せずに使い分けていて、これら5語の区別については、彼らの国語辞典にも詳細には記述されていない。

このような言葉の背後にある規則については、この「子ども」だけでなくその他の多くの語に関しても、同様に例を集めて分類整理し、試行錯誤を繰り返して規則性の記述に努めている。幸運にも規則性に思い至ることができた時には、辿り着いた規則性が誤解でないことを祈りつつ、幸福感に浸ることができたことも間違いなく辞書作りの楽しさ、喜びの一つであろう。どんな言語にも、一語一語にさえも微妙な使い分け

の規則があり、文の統語規則と同様に、その規則性を記述するのは容易なことではないことも改めて思い知らされたことである。

辞書刊行後に強く感じていることは次の4点である。①辞書を書くということが自分自身にとって苦しくも「生活の中の楽しみ」「生きる喜び」であったのだということ、そして、②素晴らしい編集者との出会い、多くのベトナムの友人からの温かい励まし、支援が辞書の出版を支えてくれ、それら多くの人々の協力と助力が辞書出版を可能にしたのだということ、③数千年の時を経て、ベトナムの人々によって脈々と現代にまで伝えられ、形作られてきた言語であるベトナム語のほんの一部を、今回、辞書と言う形で使わせていただいたことは、たいへんありがたく光栄なことであるということ、④言葉というものは、なんてやっかいで、奥深く、そして愛おしい存在なのかということ。人々の物事への認識のありようが反映された言語は、文化そのものであり、言語と格闘するということは、人間の創り出した文化と、長い年月をかけて人間の認識を言語に反映させてきた人間の営みの過程を辿る楽しさでもあるということも実感している。

最後に、『五味版』の限界(増補改訂版に向けての課題)について触れた。見出し項目数(語数)を大幅に増やして上級学習者のニーズにも対応する辞典とすること、方言や外来語に関する情報をさらに掲載すること、規則性などに関して一層の厳密さを備えた記述とすることなどが課題として認識されている。(以上)

第 278 回 2016 年 2 月 17 日

「心的視点性と体験話法の機能について
—— ドイツ語の場合」

三瓶裕文

本報告の目的は、Stanzel (1964: 3) の
言明:「異なる語りの文体や語り方は、そ
れに応じたさまざまな効果を聴き手や読者
に及ぼす」を出発点として、

I. ドイツ語の体験話法の機能と、その機
能が生じる仕組みを明らかにし、そこか
ら

II. 体験話法の翻訳の基本原則を導くこと
にある。

理論的基盤は、1. 話者（語り手）が発
話時に物理的にいる原点〈今、ここ、私〉
に固定された「身体的視点」と、話者と対
象との心的距離に応じ移動する「心的視
点」の峻別。2. 「心的視点の移動性」を軸
とする認知的原理「近ければ近いほど直接
的知覚」である。

心的視点は、一方では語り手の原点
(Origo)、他方では作中人物という二極の
間のスカーラ上を動く。語り手は心的視
点を作中人物に近づけることで、本来外か
らは窺い知れないはずの作中人物の内心（思
考や知覚）をいわば直接知覚・共同体験で
きる（←認知的基本原理:「近ければ近いほ
ど、より直接的知覚」）。

これにより、体験話法の二重の視点性
(優勢な「作中人物の視点性」と若干の
「語り手の視点性」)が生じ、それぞれの視
点性から以下の機能が生じることを例証し
た。

作中人物の視点性

- ・語り手は作中人物の内心を「おおいを取
るように」、「共同体験的に」再現。
- ・読者を引き込む=主観カメラとの共通
性:主観カメラはカメラ(視点)を登場
人物に近づけ、登場人物の眼から映画世
界を撮影することで、観客(読者)を映
画世界に引き入れ臨場させ、登場人物の
内心(思考や知覚)を共同体験させる。
- ・体験話法の中での指示詞の使用は、体験
話法の主観カメラ性+指示詞の心的共同
注意性が相俟って、読者の作中世界にお
ける臨場感、作中人物の内心の共同体験
感を高める。

語り手の視点性: 体験話法は語り手の視点
から3人称・過去時制(=地の文と共通)
となり、地の文との間に「段差」がない。
体験話法は地の文の中に「目立たずに」織
り込まれる。このことから:

- ・作中人物の内心を目立たぬように再現。
- ・「読者」は地の文を読んでいるうちに思
わず知らず、なめらかに作中世界の作中
人物に近づき(臨場)、作中人物の内心
を共同体験する。

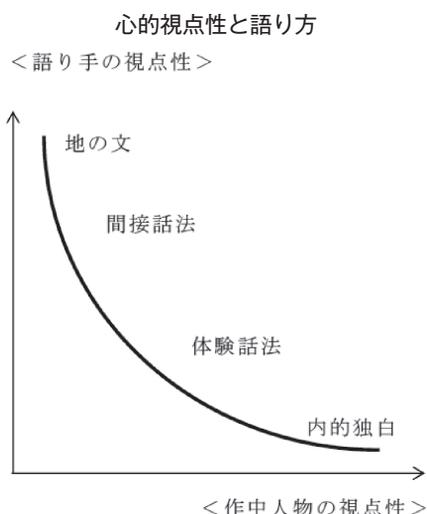
これらの機能は機能Iと機能IIに収斂す
る。

機能I: 作中人物の内心(思考や知覚)を
「覆いを取るように」、しかし「共同体験
的に」、「目立たぬように」再現

機能II: 「読者」を視点的に作中人物に近
づく(臨場感)、作中人物の内心を共
体験させる

語り手の心的視点が原点(Origo)を離れ
て作中人物に近づくにつれて、作中人物の

視点性が増し、それに応じた語りの仕方が生じる（地の文から体験話法、内的独白まで）：下図参照。同様の理由でそれぞれの語り方の中でも視点性の度合いに応じ様々な変種が生じる。



体験話法の翻訳の原理

体験話法は、語り手が若干の語り手の視点性を保持しつつ、作中人物に視点的に近づくことで、本来外からは窺い知ることのできない作中人物の内心を共体験的に再現する表現方法である。端的に言えば、体験話法は「ほとんど作中人物になったつもりで」作中人物の思考を再現する時に生じる。このことの自然な帰結として「翻訳もほとんど作中人物になったつもりで、ただし若干の語り手の視点性を考慮」という日独語双方向の翻訳に共通の原理が導かれる。

1. ドイツ語から日本語へ

ほとんど作中人物になったかのように、つまり内的独白（1人称・現在）のように翻訳する。その際に、若干の語り手の視点

性も考慮する。すなわち作中人物の元の思考に含まれる文体的特徴（女性言葉、子ども言葉、役割語など）は濾過・中和化する。

2. 日本語からドイツ語へ

日本語では体験話法と内的独白は〈1人称・現在〉という共通の文体的特徴を持つ。違いはむしろ文体的性質なので、まず当該の日本語テキストが、体験話法と内的独白のどちらの語り方で書かれているのかを判断する。そのためにはわけても文体的特徴に注意しなければならない。

- 1) 当該テキストにおいて若干の語り手の視点性の反映として、役割語などが「文体的に中和」されている場合には、そのテキストを体験話法としてドイツ語に翻訳すべきである、すなわち〈3人称・過去〉で。
- 2) 当該テキストが完全な作中人物の視点性で、すなわちオリジナルに忠実に書かれている場合は、そのテキストを内的独白としてドイツ語に訳すべきである、すなわち〈1人称・現在〉で。